

第3回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 事項書

平成29年10月25日
201委員会室

1 政務活動費の後払いについて（委員間討議）資料1、資料2

2 次回の日程について

3 その他

第2回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 各会派意見等

1 各会派からの報告内容

(1) 新政みえ

- ①改革を進める三重県議会として、後払いの検討をしていくこととした。
- ②厳格なガイドライン、領収書のネット公開を含め各議員は厳格に執行しており、現在、何か指摘があるわけではない。
- ③一方で、マスコミ、世論に「一旦もらうと使い切ってしまう意識が働くのではないか」との懸念・心配の声がある。年度末の駆け込みで使ってしまうのではないかという懸念の部分について、後払いの検討をしてはどうか。
- ④平素厳格にやっている中、1年間通しての後払いとするには人件費もかかり、本末転倒となってはいけない。会派、事務局に今以上の負担をかけずに行う。
- ⑤後払いの議論を進め、第4四半期を後払いとし、最後の締めくくりで調整するという方法を検討してはどうか。

(2) 自民党

- ①会派としてまとまった意見ではないが総合して述べる。
- ②後払いを導入する意味が何か確認したい。なぜ後払いにしなければいけないのか。
- ③積極的に、後払いを導入ではない。
- ④現行でも、自分のお金と別管理とすることで十分ではないか。自分のお金と勘違いしない、誤解を招かないような管理の仕方をルール化してはどうか。

(3) 鷹山

- ①議員分は、議員一人ひとりの責任で、自分で管理すべきものである。
- ②会派分は、鷹山は既に間接後払いを導入している。
- ③現状のままで良い。

(4) 草の根運動いが

- ①一人会派は、現行と変わらない。
- ②県民・国民から向けられている目に対しての対応策とは違う。
- ③ガイドラインや運用方法を改めて県民に認識していただくことも大事。
- ④四日市市議会のようなやり方に労力をさいてやれば変わったとなるかも分からぬが、他県議会のやり方ではあまり意味がない。

(5) 青峰

- ①いずれの方法でも、自分にとっては初めてのこと。
- ②四日市市議会方式でも、現行の三重県議会の方式でも決めたことをやるだけ。
- ③現在、会派分と議員個人分の通帳を分けて引き落としてやっているが、他県の方式とどこが違うかが、まだよく分からない。四日市市議会の方式でないなら同じではないか。
- ④個人の通帳に振り込まない等のガイドラインを明確に作っていけば良いのではないか。

2 その他（委員間討議での意見）

- ・マスコミ、世論の中で政務活動費に対する懸念が存在するのであれば、改革先進議会として、正副議長の所信表明にあったように議会改革を進め、三重県議会として毅然とした意識を示していくことが大事。
- ・四日市市議会方式が一番シンプルと思う。
- ・「前払い」「後払い」という表現が気になっており、正確に実態を表わすと「事前預かり」「事後精算」という表現が良いのではないか。
- ・個人の通帳と区別して政務活動費用の通帳に入れ、支出計算書の作成後に取出することで、既に実質後払いをしている。これをルール化してはどうか。そうすれば預かった政務活動費を他に使うことがない。
- ・駆け込み支出が必ずしも悪いわけでなく、プライベートに使うことが悪い。後払い・前払いの問題ではない。
- ・政務活動費後払いが議会改革推進に値するとは思わない。控室や事務局職員に混乱を来し、新たな費用が発生する。大きな問題があったなら急いで改革が必要であるが、今のガイドラインを使いながら堂々とやっていくべき。
- ・必ず通帳を分けるとか、支出計算書ができるからお金をおろすなどをガイドラインに入れて県民に示していくことでどうか。

○政務活動費に係る関係法令等（関係部分を抜粋して掲載）

1 地方自治法

第100条【調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等】

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 三重県政務活動費の交付に関する条例

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(收支報告書)

第11条 会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を、毎年度終了後30日以内に議長に提出しなければならない。

- 一 政務活動費に係る収入の総額
- 二 政務活動費に係る支出の総額並びに会派にあっては別表1に、議員にあっては別表2に定める経費ごとの支出の額及び主たる支出の内訳
- 三 政務活動費に係る収入の総額から政務活動費に係る支出の総額を控除した額

[途中略]

- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる証拠書類等を添付しなければならない。
 - 一 政務活動費に係る領収書その他の書庫書類の写し
 - 二 議長が別に定める書類

(政務活動費の返還)

- 第12条 会派の代表者及び議員は、前条第1項第3号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び写しの閲覧)

- 第13条 議長は、第11条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等を、その提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類等の写しを作成し、これを閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定による写しの作成は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第7条各号に規定する非開示情報を除いて行うものとする。
- 4 第2項の規定による閲覧は、議長が別に定める方法により行うものとする。

(透明性の確保)

- 第14条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。